

令和 8 年設楽町告示第 31 号

森林法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 10 日

設楽町長 土 屋 浩

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課（毎週火・金曜日発行）

目次 告示

○保安林予定森林	第294号	（森林保全課）	1
○解除予定保安林	第295号	（同）	2
公 告			
○土地改良区定款の変更認可 （富田町土地改良区）		（農地計画課）	2
○公共測量の終了		（用地課）	2
○都市計画法第16条第1項の規定に基づく公聴会の中止		（住宅計画課）	2
○開発行為の許可に基づく工事完了		（建築指導課）	2
○落札者等の公示			3

告 示

愛知県告示第294号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月9日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林予定森林の所在場所

北設楽郡設楽町田内字鶴淵1の4、1の6、1の20、1の21、1の27、3の1、3の2、3の12、3の13、3の17、3の21、3の22、3の42、3の43、3の45、3の50、3の53、3の55、3の56、字上梨久蔵4の1（次の図に示す部分に限る。）、字峯田3、28、字岩下3の5、字戸木谷瀬2の2、2の10、2の12、2の21、2の24、2の28、字平野16、17の18、17の24、17の25、22の11、22の12、字沢尻4、字弁才天14、16、清崎字鞍掛1の17の1、津具字北大島39の1、字中下留34の1、東納庫字登り6の1、7から9まで、10の1、10の2、字堂ヶ平10の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字登り6の1・7・9・10の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月9日

愛知県知事 大村 秀章

- 解除予定保安林の所在場所
豊川市御津町広石高坂2の2、3の2、89の55
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、富田町土地改良区定款の変更を令和8年6月9日認可した。

令和8年6月9日

愛知県知事 大村 秀章

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年6月9日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
愛西市及び弥富市	令和7年10月1日から 令和8年3月27日まで	公共測量（水準測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛知県公営企業管理者企業庁長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年6月9日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
豊川市為当町、森6丁目及び御津町上佐脇	令和7年8月4日から 令和8年5月29日まで	公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量及び数値地形図作成）

令和8年5月12日開催公告を行った都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づく名古屋、尾張、豊田、西三河及び東三河都市計画区域の都市再開発の方針に関する公聴会については、公述申立てがなかったので中止する。

令和8年6月9日

愛知県知事 大村 秀章

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和8年6月9日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
7尾建 96-164	令和 7.12.26	有限会社ユウシン 代表取締役 友松 眞二	愛西市勝幡町東町234	愛西市佐折町上栄14-1

保安林指定告示附属明細書

(令和8年6月9日愛知県告示第294号附属)

1 保安林予定森林の所在場所

北設楽郡設楽町田内字鶴渕1の4、1の6、1の20、1の21、1の27、3の1、3の2、3の12、3の13、3の17、3の21、3の22、3の42、3の43、3の45、3の50、3の53、3の55、3の56、字上梨久蔵4の1（次の図に示す部分に限る。）、字峯田3、28、字岩下3の5、字戸木谷瀬2の2、2の10、2の12、2の21、2の24、2の28、字平野16、17の18、17の24、17の25、22の11、22の12、字沢尻4、字弁才天14、16、清崎字鞍掛1の17の1、津具字北大島39の1、字中下留34の1、東納庫字登り6の1、7から9まで、10の1、10の2、字堂ヶ平10の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字登り6の1・7・9・10の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度

(ア) 次の森林については、豊川上流（北設楽郡設楽町（津具を除く。）及び豊田市（旧稲武町に限る。）の地域をいう。）の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下この(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

字鶴渕1の4、1の6、1の20、1の21、1の27、3の1、3の2、3の12、3の13、3の17、3の21、3の22、3の42、3の43、3の45、3の50、3の53、3の55、3の56、字上梨久蔵4の1（次の図に示す部分に限る。）、字峯田3、28、字岩下3の5、字戸木谷瀬2の2、2の10、2の12、2の21、2の24、2の28、字平野16、17の18、17の24、17の25、22

の 11、22 の 12、字沢尻 4、字弁才天 14、16、字鞍掛 1 の 17 の 1、字登り 6 の 1・7・9・10 の 1（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）、8、10 の 2、字堂ヶ平 10 の 1 所在の森林

- (イ) 次の森林については、大入川～振草川（北設楽郡東栄町、同郡豊根村、同郡設楽町（津具に限る。）の地域をいう。）の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が 2 以上あるときはその集団。）のうちその総年伐面積に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第 1 項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

字北大島 39 の 1、字中下留 34 の 1 所在の森林

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる 1 箇所当たり面積の限度は、1 ヘクタールとする。

ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、森林の所在場所ごとに 10 分の 3 を乗じた材積とする。

エ ウにかかわらず、(3)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、森林の所在場所ごとに 10 分の 4（その割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとし

ても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、愛知県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ愛知県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字鶴渕1の4、1の6、1の20、1の21、1の27、3の12、3の13、3の17、3の21、3の22、3の42、3の43、3の45、3の50、3の53、3の55、3の56、字上梨久蔵4の1（次の図に示す部分に限る。）、字峯田3、28、字岩下3の5、字戸木谷瀬2の2、2の10、2の12、2の21、2の28、字平野16、17の18、17の24、17の25、22の11、22の12、字沢尻4、字弁才天14、16、字鞍掛1の17の1、字北大島39の1、字中下留34の1、字登り6の1・7・9・10の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、8、10の2、字堂ヶ平10の1 所在の森林 スギ(2,700本)、ヒノキ(3,000本)、マツ(3,000本)又は当該地域で一般的に造林が行なわれ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹(3,000本)

イ 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、当該許可等がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字鶴渕1の4、1の6、1の20、1の21、1の27、3の12、3の13、3の17、3の21、3の22、3の42、3の43、3の45、3の50、3の53、3の55、3の56、字上梨久蔵4の1（次の図に示す部分に限る。）、字峯田3、28、字岩下3の5、字戸木谷瀬2の2、2の10、2の12、2の21、2の28、字平野

16、17 の 18、17 の 24、17 の 25、22 の 11、22 の 12、字沢尻 4、字弁才天 14、
16、字鞍掛 1 の 17 の 1、字北大島 39 の 1、字中下留 34 の 1、字登り 6 の 1、
7 から 9 まで、10 の 1、10 の 2、字堂ヶ平 10 の 1 所在の森林 スギ (2,700
本)、ヒノキ (3,000 本)、マツ (3,000 本) 又は当該地域で一般的に造林が行なわれ、
かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹 (3,000 本)

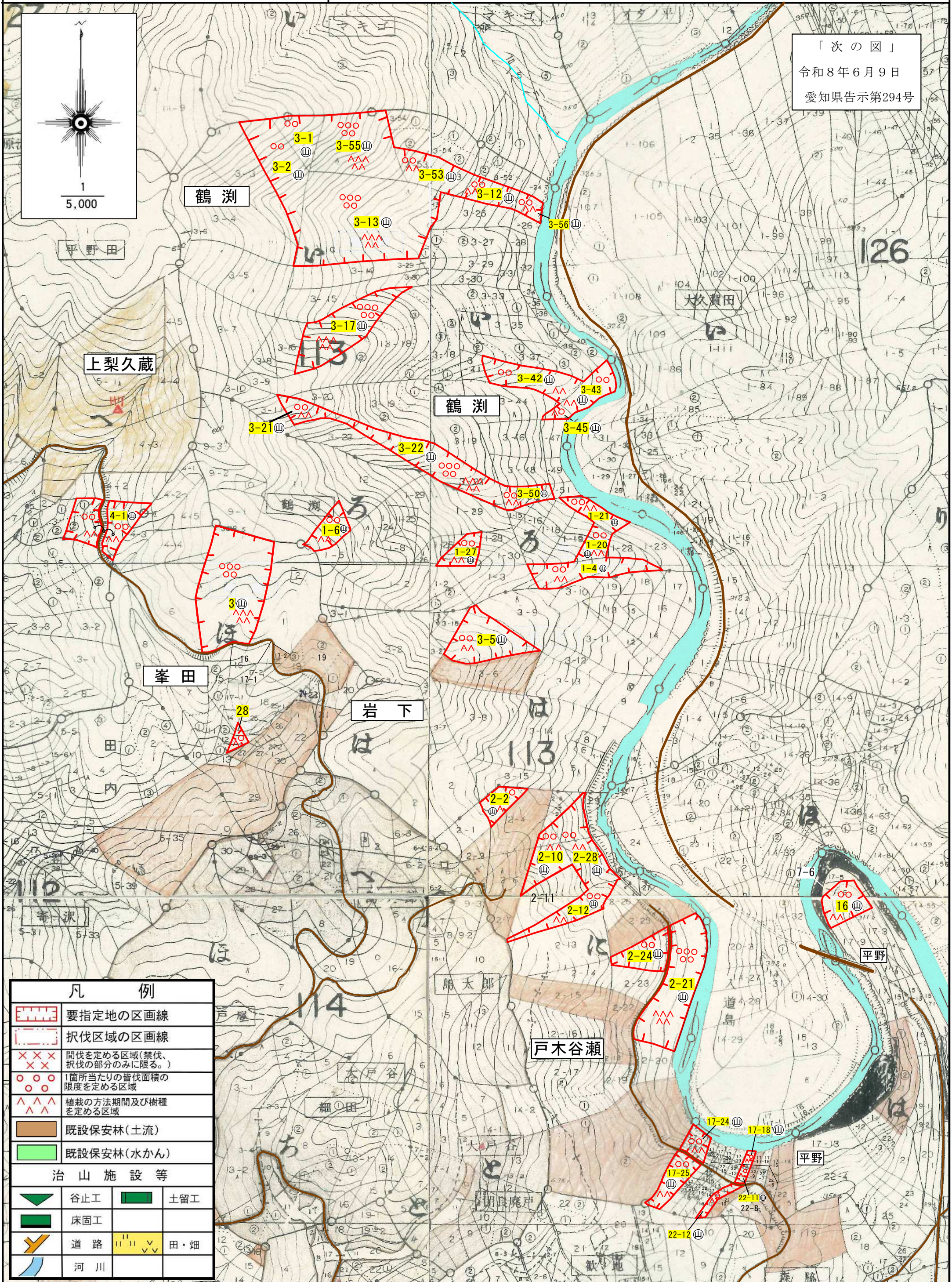
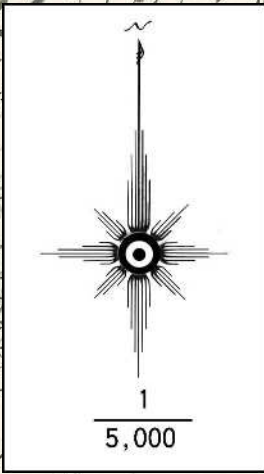
(「次の図」は保安林指定調査地図のとおり。)

保安林指定調査地図

森林の所在場所
北設楽郡設楽町田内字鶴渚 1 - 4 ほか 5 字 3 5 筆

調書①

「次の図」
令和8年6月9日
愛知県告示第294号



凡 例	
	要指定地の区画線
	択伐区域の区画線
	間伐を定める区域(禁伐、択伐の部分のみに限る。)
	1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域
	植栽の方法期間及び樹種を定める区域
	既設保安林(土流)
	既設保安林(水かん)
治 山 施 設 等	
	谷止工
	土留工
	床固工
	道 路
	河 川
	田・畑

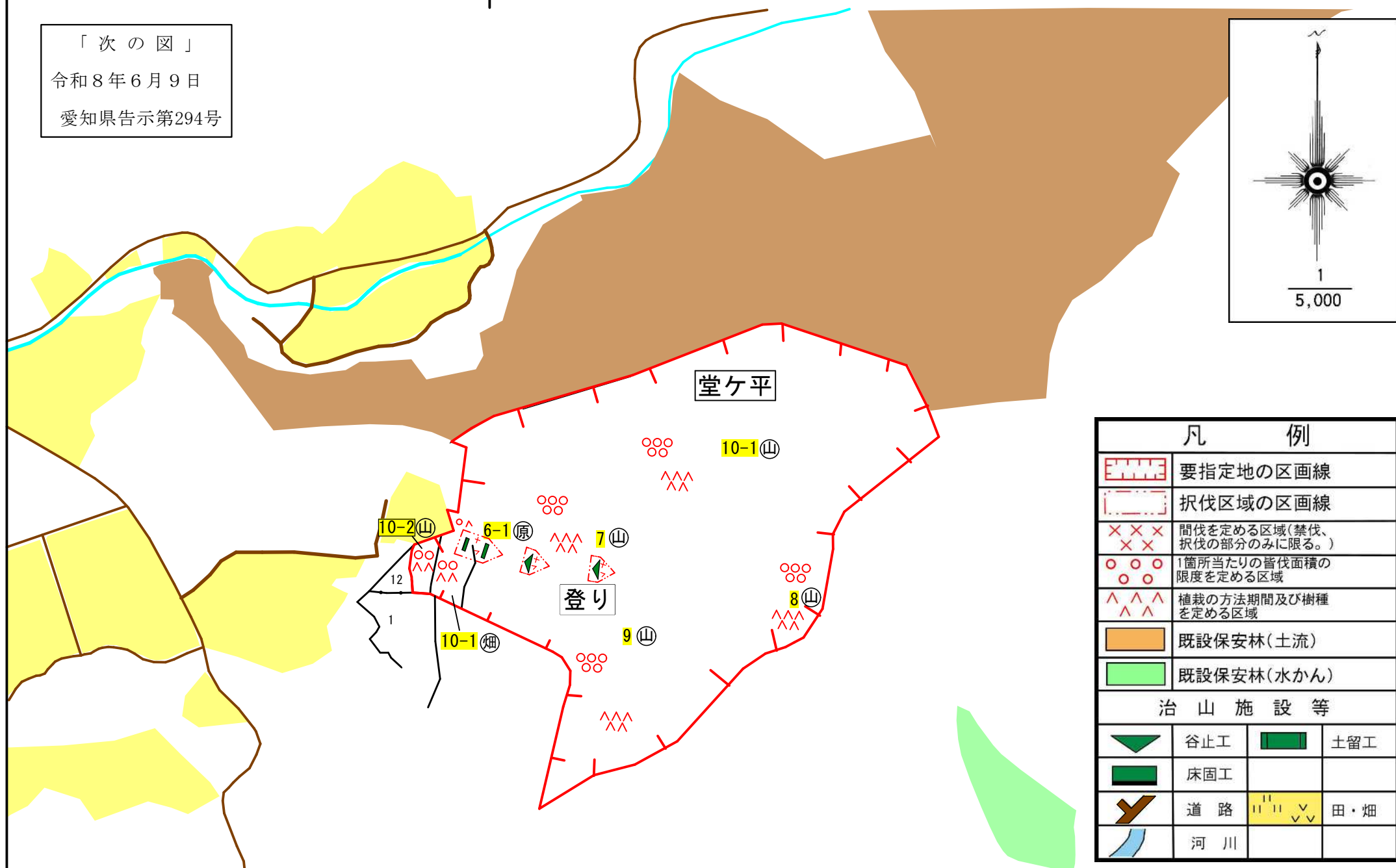
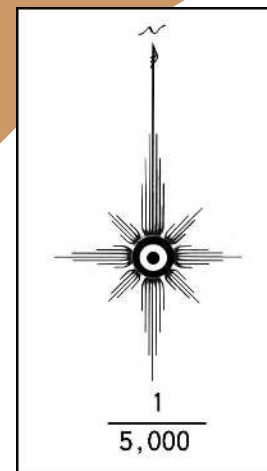
保安林指定調査地図

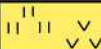
北設楽郡設楽町東納庫字登り 6-1 他 1 字 6 筆

「次の図」

令和8年6月9日

愛知県告示第294号



凡 例			
	要指定地の区画線		
	択伐区域の区画線		
	間伐を定める区域(禁伐、 択伐の部分のみに限る。)		
	1箇所当たりの皆伐面積の 限度を定める区域		
	植栽の方法期間及び樹種 を定める区域		
	既設保安林(土流)		
	既設保安林(水かん)		
治 山 施 設 等			
	谷止工		土留工
	床固工		
	道 路		田・畑
	河 川		